

## 別添 1

「司法解剖に伴う経費について」（平成21年3月31日付け警察庁丁鑑発第306号、丁会発第330号、丁捜一発第28号、丁交指発第28号）の概要

警察から鑑定の嘱託を受けた者（以下「鑑定人」という。）が刑事訴訟法第225条第1項の規定に基づき裁判官の許可を受けて行う解剖（以下「司法解剖」という。）に伴う経費については、これまで、司法解剖謝金、死体鑑定謝金、司法解剖に伴う検査に必要な経費、司法解剖に伴う感染症等の危険防止のために必要な経費及び薬物検査等委託費が措置されてきたところであるが、平成21年度予算において、所要の見直しを行ったところである。

その詳細については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 平成21年度予算の概要

- (1) 司法解剖謝金及び死体鑑定謝金については、従前のとおり。
- (2) 司法解剖基本料を新設した。
- (3) 司法解剖に伴う検査に必要な経費については、司法解剖検査料と名称変更した。
- (4) 司法解剖に伴う感染症等の危険防止のために必要な経費については、感染症等危険防止消耗品と名称変更した。
- (5) 薬物検査等委託費については、従前のとおり。

#### 2 司法解剖に伴う経費について

##### (1) 司法解剖謝金

###### ア 目的

当該経費は、司法解剖を行った鑑定人に対する謝金であり、その執行に当たっては、鑑定人が司法解剖に従事した時間に応じて支払うこととする。

###### イ 予算科目

（目）諸謝金

##### (2) 死体鑑定謝金

###### ア 目的

当該経費は、司法解剖に係る鑑定書を作成し、警察へ提出した鑑定人に対する謝金であり、その執行に当たっては、司法解剖に係る鑑定書作成に伴う判断料に加え、鑑定書の数量に応じて支払うこととする。

###### イ 予算科目

（目）諸謝金

##### (3) 司法解剖基本料

###### ア 目的

当該経費は、司法解剖に伴う死体からの血液やウィルスを外に出さないための設備等を整備している機関に対し支払うものであり、その維持に係る所要額を負担しようとするものである。

###### イ 予算科目

（目）警察装備費

##### (4) 司法解剖検査料

ア 目的

当該経費は、司法解剖に伴う検査を請け負った機関に対し支払うものであり、その検査に係る所要額を負担しようとするものである。

イ 予算科目

(目) 警察装備費

(5) 感染症等危険防止消耗品費

ア 目的

当該経費は、司法解剖に伴う感染症等の危険防止のために必要な消耗品を調達した機関に対し支払うものであり、その所要額を負担しようとするものである。

イ 予算科目

(目) 警察装備費

(6) 薬物検査等委託費

ア 目的

当該経費は、司法解剖に伴う全死体（白骨死体等で検査不可能な死体は除く。）に対して行う薬物検査を請け負った機関に対し支払うものであり、その検査に係る所要額を負担しようとするものである。

イ 予算科目

(目) 警察装備費

3 執行開始時期

平成21年4月1日以降に実施する司法解剖に適用する。

4 その他

- (1) 本通達の概要について、文部科学省高等教育局医学教育課から医学部を置く関係各国公私立大学あてに通知されている。
- (2) 司法解剖に伴う経費の執行手続については、別途連絡する。

## 別添 2

司法解剖に伴う経費の執行手続について（平成21年3月31日付け事務連絡）の概要

みだしの件については、「司法解剖に伴う経費について」（平成21年3月31日付け警察庁鑑発第306号、丁会発第330号、丁捜一発第28号、丁交指発第28号）で通達したところであるが、その具体的な執行手続については、下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 司法解剖謝金について

##### (1) 謝金単価

刑事訴訟法に基づき行われる解剖（以下「司法解剖」という。）に従事した時間1時間当たりの単価として、教授級8,940円、准教授（講師等を含む。以下同じ。）級7,460円とする。ただし、司法解剖に従事した時間が全体で30分に満たない場合には、教授級4,470円、准教授級3,730円とする。

##### (2) 端数処理

30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は切り上げることとする。

#### 2 死体鑑定謝金について

##### (1) 謝金単価

執筆謝金として、鑑定書1枚当たりの単価を2,330円とする（400字詰め原稿用紙に換算）。ただし、鑑定書が全体で200字に満たない場合には、1枚当たりの単価を1,165円とする。また、これら執筆謝金に判断料（5,000円）を加えることとする。

##### (2) 端数処理

200字未満は切り捨て、200字以上400字未満は切り上げることとする。

#### 3 司法解剖基本料について

##### (1) 本件経費の執行に際しては、鑑定人が所属する機関から提出された見積書により、同機関と締結した単価契約に基づき行うこととする。

なお、鑑定人と契約を締結する場合においても、同様に取り扱うものとする。

##### (2) 当該見積書にあっては、別添1「基本料及び検査料の標準的な単価等」を参考に作成することとする。

#### 4 司法解剖検査料について

##### (1) 本件経費の執行に際しては、鑑定人が所属する機関から提出された見積書により、同機関と締結した単価契約に基づき行うこととする。

なお、鑑定人と契約を締結する場合においても、同様に取り扱うものとする。

##### (2) 当該見積書にあっては、別添1「基本料及び検査料の標準的な単価等」を参考に作成することとする。

##### (3) 当該検査を検査機関に依頼した場合は、契約時において検査結果が鑑定人にも通知されるよう規定しておくこととする。

##### (4) 本経費の請求時期については、契約締結時に検査機関又は鑑定人と協議を行い、契約書に記載することとする。

## 5 感染症等危険防止消耗品費について

- (1) 本件経費の執行に際しては、鑑定人が所属する機関から提出された見積書により、同機関と締結した単価契約に基づき行うこととする。  
なお、鑑定人と契約を締結する場合においても、同様に取り扱うものとする。
- (2) 当該見積書にあつては、別添2「感染症等危険防止消耗品仕様書（案）」に基づき作成することとする。
- (3) 本部鑑識課長等は、機関と契約を締結するに当たり、消耗品を調達し、鑑定人及び解剖補助者に提供することを仕様書に明記することとする。
- (4) 本経費の請求時期については、契約締結時に機関又は鑑定人と協議を行い、契約書に記載することとする。

## 6 薬物検査等委託費について

- (1) 本件経費の執行に際しては、鑑定人が所属する機関から提出された見積書により、同機関と締結した単価契約に基づき行うこととする。  
なお、鑑定人と契約を締結する場合においても、同様に取り扱うものとする。
- (2) 当該見積書にあつては、別添3「薬物検査委託仕様書（案）」を参考にすることとする。
- (3) 当該検査を検査機関に依頼した場合は、契約時において検査結果が鑑定人にも通知されるよう規定しておくこととする。
- (4) 本経費の請求時期については、契約締結時に機関等と協議を行い、契約書に記載すること。

## 7 その他

国立大学、公立大学及び私立大学（以下「国立大学等」という。）においては、法医学の教育研究の一環として一定体数の司法解剖を実施する必要があるところ、これに係る死体鑑定謝金及び薬物検査等委託費を除く経費については、警察における経費の負担は要しないものとして整理している。

したがって、司法解剖謝金、司法解剖基本料、司法解剖検査料及び感染症等危険防止消耗品費については、国立大学等の機関及び同機関の教授又は准教授（講師等を含む。）に対して、別添4「国立大学等における教育研究の一環として実施される司法解剖の体数」を超える司法解剖を嘱託する場合にのみ支払うこととなる。そのため、国立大学等と単価契約を締結する際の契約書においては、別添4に記載された体数を超えた体数について支払う旨を盛り込んでおくこと。

## 基本料及び検査料の標準的な単価等

項目・単位・単価		説明・留意事項
基本料		・吸排気フィルター及び排水滅菌処理システム等のフィルター交換にかかる費用の一部負担
1 剖検体	6,500円	・年間フィルター交換費用を年間解剖実施体数で割り返して積算
各種検査		
血液生化学検査		・死体の血液に含まれている生理活性物質を測定し、死亡時における健康状態等を判定する検査
1 剖検体	30,000円	
組織学的検査		・死体より採取した組織材料から顕微鏡標本を作製し、死亡時における臨床情報や組織所見を総合的に判定する検査
1 試料	5,000円	・45試料までを上限とし、46試料以上検査する必要がある場合は、刑事調査官と協議の上で実施
アルコール検査		・飲酒の疑いがある死体について、その血液等から死亡時におけるアルコール血中濃度及び飲酒後の経過時間について判定する検査
1 試料	5,000円	・末梢血、心臓血、尿、胃内容及び眼房水等から3試料を上限として実施
細菌検査		・細菌に冒されている疑いがある死体について、その血液等から死亡時における細菌の感染状況を判定する検査
1 剖検体	20,000円	・血液、髄液及び尿について、好気性・嫌気性細菌培養検査を実施
ウイルス検査		・ウイルスに冒されている疑いがある死体について、その血液等から死亡時におけるウイルスの感染状況を判定する検査
1 剖検体	20,000円	・インフルエンザA・B型、サイトメガロ、コクサッキー及びB・C型肝炎ウイルス検査を実施
一酸化炭素検査		・一酸化炭素中毒の疑いがある死体について、その血液等から死亡時に一酸化炭素に暴露された濃度及び吸入時間について判定する検査
1 試料	5,000円	・左右心房血及び代替静脈血の3試料を上限として実施
DNA型検査		・性別及び身元が不明な死体について、その組織等からDNA型検査を行い、性別及び身元を判定する検査
1 剖検体	100,000円	
プランクトン検査		・水死の疑いがある死体について、その臓器等に生息するプランクトンの種類を検査し、死亡場所の矛盾点が無いか等について判定する検査
1 臓器	5,000円	・左右肺、胃内容、十二指腸内容、左右腎臓、肝臓、骨髄及び現場の対象水等から9臓器を上限として実施（現場対象水は1臓器として数える）
薬毒物定量検査 (旧：定量検査)		・薬毒物検査の結果、陽性が出たものについて、その薬毒物量を測定する検査
1 試料	10,000円	・試料数に検査薬毒物数を乗じて計算 ・心臓血、胃内容及び尿の3試料までを上限とし、4試料以上検査する必要がある場合は、刑事調査官と協議の上、8試料までを上限として実施
薬毒物定性検査 (旧：特殊薬物検査)		・薬毒物による死亡の疑いがあるにもかかわらず、薬毒物検査で陽性が出ない死体について、その血液等から使用された薬毒物を特定する検査
1 剖検体	20,000円	・青酸、アセトアミノフェン、有機リン系農薬及びパラコートについて、各検査キットを使用して実施

## 基本料及び検査料の標準的な単価等

項目・単位・単価		説明・留意事項
薬毒物定性検査 (分析機器検査)		・薬毒物による死亡の疑いがあるにもかかわらず、薬毒物検査及び薬毒物定性検査で陽性が出ない死体について、その血液等から使用された薬毒物を特定する検査
1 剖検体	80,000円	・ガスクロマトグラフ質量分析装置及び液体クロマトグラフ質量分析装置等、分析機器を使用して実施
血液型検査 (血球凝集反応)		・比較的新鮮な血液が採取できる死後間もない死体について、その血液から血液型を判定する検査
1 剖検体	5,000円	・A B O式表・裏検査又はA B O式表、MN式及びR h式検査を実施
血液型検査 (解離試験又は吸収)		・死後時間の経過した死体及び血液が採取できない死体について、その血液及び組織から血液型を判定する検査
1 剖検体	10,000円	
精液検査		・強姦の疑いがある死体について、その身体の付着物が精液であるか否かを判定する検査
1 剖検体	5,000円	

※ 上記の基本料及び検査料の標準的な単価等については、日本法医学会の算出した単価を元に作成した。

## 感染症等危険防止消耗品仕様書（案）

### 1 目的

司法解剖に際しては、腐敗した死体や悪性の病気に罹患した死体の血液等に触れるおそれがあるため、H I V、C型肝炎等に感染する危険性が高い。このため、司法解剖に際しては、このような危険を防止するための措置を講じる必要がある。

### 2 内容

下記 3 に掲げた消耗品を調達し、鑑定人（道府県警察と鑑定人との間において確認した解剖補助者を含む。以下同じ。）に提供する。

### 3 品目等

司法解剖感染症等危険防止消耗品  
（内訳）

ガウン  
アンダーウェア上衣  
アンダーウェア下衣  
手袋  
キャップ  
マスク

### 4 書面の提出

司法解剖に伴う感染症等の防止のために必要な消耗品を鑑定人に提供した旨が分かる書面を、道府県警察本部鑑識課長又は科学捜査研究所（室）長に提出すること。

## 薬物検査委託仕様書（案）

### 1 目的

死因に薬物が影響したか否かについては、死体の表面的な兆候等から判断することが困難である。このため、司法解剖に際しては、死因を正確に確定させることにより犯罪死を見逃さないようにするため、また、より綿密な死体解剖が行われるようにするため、薬物検査を行う必要がある。

### 2 対象及び内容

司法解剖に伴う全死体について、下記 3 に掲げたキット等を使用して薬物検査を行う。ただし、白骨死体等で薬物検査が不可能な死体は除く。

### 3 品目等

薬物検査委託

（内訳）

簡易薬物検査キット

消耗品

〔 試料保管用試験管  
試料採取用器具 等 〕

人件費

判定料

### 4 書面の提出

薬物検査実施の都度、薬物検査の結果が記載された書面を司法解剖に係る鑑定人及び道府県警察本部鑑識課長又は科学捜査研究所（室）長に提出すること。



## 国立大学等における教育研究の一環として実施される司法解剖の体数

## 国立

大学名	法医学実習に必要な体数
北海道大学	5
旭川医科大学	5
弘前大学	5
東北大学	5
秋田大学	5
山形大学	5
筑波大学	5
群馬大学	5
千葉大学	5
新潟大学	5
富山大学	5
金沢大学	5
福井大学	4
山梨大学	4
信州大学	5
岐阜大学	4
浜松医科大学	5
名古屋大学	4
三重大学	5
滋賀医科大学	5
京都大学	5
大阪大学	5
神戸大学	5
鳥取大学	4
島根大学	5
岡山大学	5
広島大学	5
山口大学	5
徳島大学	4
香川大学	5
愛媛大学	5
高知大学	5
九州大学	5
佐賀大学	5
長崎大学	4
熊本大学	4
大分大学	5
宮崎大学	5
鹿児島大学	5
琉球大学	5
防衛医科大学校	4

## 公立

大学名	法医学実習に必要な体数
札幌医科大学	5
福島県立医科大学	4
横浜市立大学	2
名古屋市立大学	4
京都府立医科大学	5
大阪市立大学	4
奈良県立医科大学	5
和歌山県立医科大学	3

## 私立

大学名	法医学実習に必要な体数
岩手医科大学	4
自治医科大学	4
独協医科大学	5
埼玉医科大学	5
北里大学	4
東海大学	5
東邦大学	5
日本大学	4
日本医科大学	4
聖マリアンナ医科大学	4
金沢医科大学	4
愛知医科大学	4
藤田保健衛生大学	4
大阪医科大学	5
関西医科大学	4
近畿大学	5
兵庫医科大学	4
久留米大学	4
産業医科大学	5
福岡大学	4